

## 六 むすび

藤田友敬

商法典に含まれる運送・海商に関する諸規定は、国際条約の批准等に伴い若干の修正が加えられた以外は、基本的には商法典制定時のままである。一九世紀末の大陸法を継受したその内容は、一九世紀の運送・海運実務を前提としている。二〇世紀に起きた経済、技術、法制度の進展は著しく、それを踏まえた内容に改めることは不可避である。もちろんこのことは、何の理念もないうまま、現在行われている実務に無批判に追隨する形で商法の規定を改めればよいということの意味するわけではない。運送法制研究会における検討は終了したが、平成二六年春には法制審議会議場を移して、商法（運送法・海商法）改正の検討が続けられる。二一世紀にふさわしい運送法・海商法が制定されることを期待したい。